

住民税と所得税の違い

(令和2年度以前の住民税)
(令和元年分以前の所得税)

○基本的な違い

	住民税	所得税
対象所得	〈前年所得課税〉 前年の1月～12月の所得に対して課税されます。	〈現年所得課税〉 その年の1月～12月の所得に対して課税されます。
賦課方法	〈賦課課税〉 所得税の確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの各種資料に基づいて市が税額を計算し、通知します。	〈申告納税〉 納税者が、1年間の所得とその所得に対する税額を自分で計算し、申告します。(確定申告) また、給与所得者等の場合は給与等の支払者が支払時に税額を計算し、年末に精算します。(源泉徴収と年末調整)
納付方法	〈普通徴収〉 6月、8月、10月、翌年1月の4回で納付していただきます。 〈給与特別徴収〉 6月～翌年5月までの給与から毎月差し引かれます。 〈年金特別徴収〉 4月から翌年2月までの年金から支払時に差し引かれます。	確定申告により年税額を確定し、納付します。 給与所得者と年金所得者などの場合は所得のあったときに源泉徴収され、その後、年末調整や確定申告をして精算します。
均等割	5,000円 (市民税 3,500円 県民税 1,500円)	無し

○所得控除の違い (令和2年度以前の住民税 (令和元年分前の所得税))

①人的控除 (条件にあてはまる人に認められる控除)

所得控除	住民税	所得税
基礎控除	33万円	38万円
配偶者控除	33万円	38万円
老人配偶者控除	38万円	48万円
配偶者特別控除	限度額 33万円	限度額 38万円
一般の扶養控除	33万円	38万円
特定扶養控除	45万円	63万円
老人扶養控除	38万円	48万円
同居老親等扶養控除	45万円	58万円
障害者控除	26万円	27万円
特別障害者控除	30万円	40万円
同居特別障害者の場合	53万円	75万円
寡婦・寡夫控除	26万円	27万円
特別寡婦控除	30万円	35万円
勤労学生控除	26万円	27万円

*所得税と住民税の人的控除の差に基づく負担額の調整措置として調整控除があります。

②物的控除

所得控除	住民税	所得税
生命保険料控除 (新制度)	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 12万円
内訳 (一般・介護医療・個人年金分)	限度額 各2万8千円	限度額 各4万円
生命保険料控除 (旧制度)	合計控除限度額 7万円	合計控除限度額 10万円
内訳 (一般・個人年金分)	限度額 各3万5千円	限度額 各5万円
地震保険料控除	合計控除限度額 2万5千円	合計控除限度額 5万円
内訳 地震保険料 (旧) 長期損害保険料分	限度額 2万5千円 限度額 1万円	限度額 5万円 限度額 1万5千円

○税率の違い

住民税	所得税		
	5%から45%の7段階に区分		
	課税される所得金額	税率	速算控除額
10% *所得割の税率 (市民税6%・県民税4%)	195万円未満	5%	0円
	195万円以上～330万円未満	10%	97,500円
	330万円以上～695万円未満	20%	427,500円
	695万円以上～900万円未満	23%	636,000円
	900万円以上～1,800万円未満	33%	1,536,000円
	1,800万円以上～4,000万円未満	40%	2,796,000円
	4,000万円以上	45%	4,796,000円